

協議会だより

Vol. 65 (2023年10月16日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会



高嶺ルビー

この9月は、1946年の統計開始以降1位となる記録的な高温となりました。いつまで夏が続くのかと心配しましたが、10月に入って急に朝晩涼しくなり、布団をかぶって寝られるようになりました。

右に掲載した写真は、そばの「高嶺ルビー」という品種が、ピンクの花を咲かせている風景です。もともとは、ヒマラヤのムスタン地方の標高約3,800mにある村で栽培されていたものですが、信州大学の氏原暉男(うじはらあきお)教授らが種を持ち帰り、栽培を始めました。氏原教授は、その研究と取組内容からそば博士と言われていました。



栽培当初は、ヒマラヤとの気候風土の違いからかピンクの花が咲きませんでした。長年に渡る研究の末、日本の風土でもピンクの花を咲かせる「高嶺ルビー」が誕生し、1993年品種登録されました。その後さらに品種改良が進められ、よりピンクの濃い「高嶺ルビー2011」が生まれました。

高嶺ルビーは、一般のそばよりも背丈が低く、やせた土地でも栽培できますが、収量は3分の1程度と激減してしまうため、主には景観作物として利用されています。その食味は、普段私たちが食べているそばより野性味があって、腰が強いそうです。一度味わってみたいものですね。

伊那谷の風物詩となった高嶺ルビーのピンクの花は、猛暑続きだった今夏の疲れをいやし、私たちに秋の訪れを感じさせてくれる貴重な存在です。

さて、今号の協議会だよりでは、外部発注工事において発注者(活動組織)が行う工事監督と、その留意点について取り上げます。

活動組織内に土木工事や建築工事に携わった経験をお持ちの方がいれば、その方に監督をお願いすることもできますが、そうした経験者がいない場合は、市町村や土地改良区などの専門家に助言・指導を仰ぐことになります。しかしながら、工事監督に関する知識を有しない活動組織であっても基礎的な知識を習得すれば、工事への関心の高まりとともに、トラブルの発生も抑えられ、よりよい工事になることでしょう。

ここでは、工事監督に関するごく一般的な内容を説明いたしますが、その中のいくらかでも現場で実践していただければ幸いです。



工事監督

1. 必要性

設計図書に基づき工事を実施する場合、適正に施工が行われるよう、市町村や土地改良区などが定めた基準(施工管理基準)に従って、施工業者に責任をもって管理してもらいます。

しかし、だからと言って工事着手から完成まで、施工業者に任せきりというわけにはまいません。工事の出来上がりを見たら当初想像していたものと違っていたり、使いづらいものだったなどということもありえます。

よりよい工事とするためには、施工業者と適宜コミュニケーションを取りながら、工事の途中に何度か現場に足を運ぶなどして、その状況を確認することが欠かせません。

2. 監督員とは

「監督員」とは、発注者(活動組織)の代理人として、発注した工事が設計図書どおり適切に施工されているか否かを監督する人を言い、材料検収や段階確認、各検査の立会い、受注者側の代理人(現場代理人)との調整などを行います。

「監督員」と混同されやすいものに「現場監督」があります。「現場監督」は通常、受注者側の代理人(現場代理人)もしくは施工管理を行っている主任技術者のことを言います。ちなみに、多面的機能支払事業で発注するような小さな工事では、現場代理人が主任技術者を兼務している場合がほとんどです。

3. 監督員の務め

監督員の主な業務は、「長野県建設工事監督要綱(H28. 3 改定)」によれば、次の4項目です。

① 契約の履行の確保

契約書類・設計図書に関すること、工程管理に関すること

② 施工状況の確認等

材料の確認、工事施工の立会い、工事施工状況の確認・把握

③ 円滑な施工の確保

地元対応、関係機関との調整

④ その他

災害発生時等における臨機の措置、工事完成検査に関すること



4. 施工管理

施工管理とは、施工業者が受注した工事を定められた期間内で完成できるよう、工事現場を管理することをいい、次の4つからなっています。

i 工程管理

ii 安全管理

iii 品質管理

iv 出来形管理(写真管理含む)

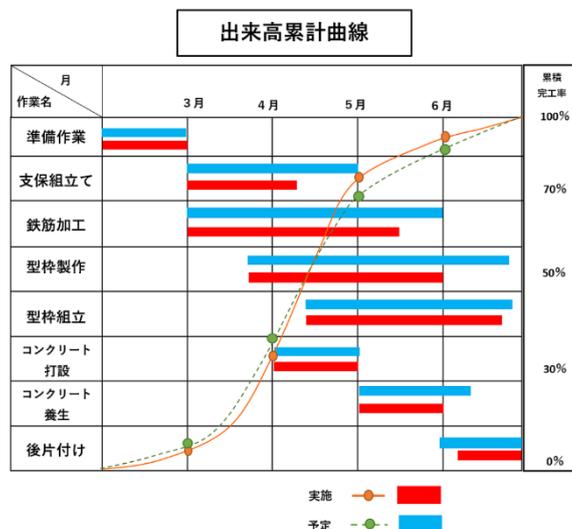


発注者(活動組織)としても、施工管理の内容を理解した上で監督することが求められます。以下、4つの管理について説明します。

i 工程管理

工程管理とは、契約工期内に工事目的物が、所定の仕様書、図面などに基づいて完成するよう工程を管理することです。

監督員は、施工業者が作成した実施工程表が適切か否か(無理のない工程か)、実施工程表と現場の進み具合に大きな差はないか、実施工程表と比べて工事が遅れている場合は、その原因を把握し、現場代理人(主任技術者)に工事進捗を図るよう指示します。



ii 安全管理

建設工事は、他の産業に比べて様々な事故が発生し、その事故によって人的・物的被害が生じやすいことから、安全管理は、事故防止を図る上で大変重要です。

建設工事では、災害防止の観点から各種の法令が制定され、それに基づく行政指導通達等も多く出されており、それらを順守して工事を行わなければなりません。

発注者である活動組織が、それらの法令や通達に精通することは困難なため、一義的には施工業者の責任で安全管理を行うこととなりますが、発注者である活動組織も、現場状況を確認して、例えば通行者など第三者に何らかの危害が及ぶ可能性を見つけた場合は、現場代理人(主任技術者)にそのことを伝え、対処してもらうことも必要です。



iii 品質管理

建設工事は、一般的に使用する材料の形状・寸法・品質や、工事目的物の品質・規格が、仕様書で明示されており、施工業者は、明示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に完成するよう管理するのが、品質管理です。

施工業者は、施工管理基準(市町村や土地改良区などが定めた施工管理基準を準用)内に収まるよう自主管理し、発注者(活動組織)は、所定の品質・規格どおり施工されているか否かについて、定められた検査方法で合否判定を行います。

しかしながら、専門的な知識を持たない発注者（活動組織）が、そうした検査を行うことは難しいため、専門的な知識を有する人の助言・指導を仰いだり、あるいは、現場代理人（主任技術者）の説明を受けるといった方法で確認することも考えられます。

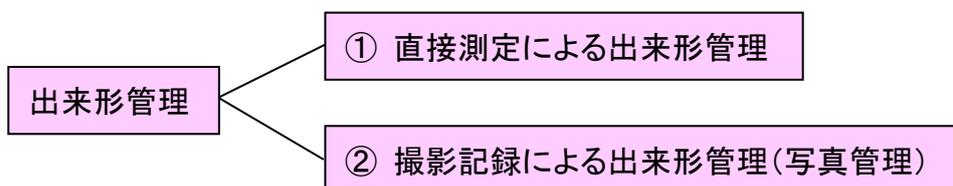
水路工事で使うベンチフリュームなどコンクリート二次製品の場合、JIS規格に適合したものであれば安心ですし、農道舗装などで、相当量の生コンやアスファルトを使う場合は、注意が必要となります。



iv 出来形管理(写真管理含む)

出来形管理とは、工事目的物が発注者の意図する規格・基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その形状・寸法・仕上げなどの出来形を管理することです。

出来形管理は、次の2つに大別することができます。



① 直接測定による出来形管理は、設計値と実測値を対比し、施工管理基準値に対するバラツキ具合を管理します。

② 撮影記録による出来形管理(写真管理)は、施工完了後、土に埋まるなどして目で見ることができない箇所の出来形、出来高数量及び施工状況等を、施工段階ごと写真により確認します。

監督員は、工事の途中で何度か実際に出来上がった構造物の寸法を測ったり、写真を見て、設計図に記された寸法と合っているかどうかを確認します。

5. よりよい工事に向けて

専門的な知識を持たない発注者（活動組織）であれば、市町村や土地改良区などと緊密に連携するとともに、施工業者の現場代理人（主任技術者）としっかりコミュニケーションを取ることが大切です。発注した工事に関心を持って、業者さんに任せきりにならないよう心掛けましょう。



Q&A(協議会に寄せられた質問)

Q. 質問	A. 回答
<p>農地維持活動の「7水路の草刈り」、「8水路の泥上げ」、資源向上活動(共同)「31 水路の軽微な補修等」の活動は、資源向上活動(共同)の多面的機能の増進を図る活動「55 防災・減災力の強化」に該当するか？</p> 	<p>多面的機能の増進を図る活動「55 防災・減災力の強化」は地域が一体的となった防災・減災力の強化のための活動で、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の雨水貯留機能を活用した洪水対策(田んぼダム) ・ため池の雨水貯留機能を活用した洪水対策 ・危険ため池の管理体制の整備や強化 ・排水路の効率的な雨水排除に係る水門操作 <p>などになります。</p> <p>農地維持活動の「7水路の草刈り」、「8水路の泥上げ」、共同活動の「31 水路の軽微な補修等」は、現在ある農業用水路としての機能(排水機能を含む)を維持・発揮させるための活動であり、「防災・減災力の強化」には該当しないものと考えます。</p>
<p>町で、ラジコン式草刈り機を購入し、活動組織に無償貸与する計画があるが、交付金で「燃料代」、「メンテナンス代」、「消耗品費」、「メンテナンス代(定期点検を含む)」等、機器の運用に関する費用を支払うことは可能か？</p>	<p>交付金から、燃料代や消耗品費(刈刃、オイル代、操作用電池代など)を支出することは可能と考えます。</p> <p>一般的にメンテナンス代は、所有者である町の負担となりますが、貸与契約で費用負担について整理すれば、支出は可能であると考えます。</p> <p>なお、多面的機能支払事業の活動以外で当該草刈り機を使用した場合は、使用時間等により上記の費用を案分することになりますので、ご注意ください。</p>

協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
担当:小田切
TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>